

公 示 日:2026 年 10 月 14 日(水)

調達管理番号:26a00808

国 名:コンゴ民主共和国

担 当 部 署:人間開発部保健第一グループグローバルヘルス・保健第一チーム

調 達 件 名:コンゴ民主共和国感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト
フェーズ2(業務調整)(現地滞在型)

適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用(現地滞在型)」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 :業務調整
- (2) 格 付 :4 号
- (3) 業務の種類:業務調整
- (4) 在勤地:キンシャサ
- (5) 契約履行期間(予定):2026 年 12 月上旬から 2029 年 7 月上旬
- (6) 渡航期間:2027 年 2 月上旬から 2029 年 6 月中旬予定
- (7) 業務量の目途:28 人月

2. 業務の背景

コンゴ民主共和国(以下、「コンゴ民」)は、大陸第 2 位の広大な国土(234.5 万 km²、日本の約 6 倍)と約 9,901 万人の人口(2022 年、世銀)を有し、9 か国と国境を接する。広大な国土、熱帯雨林気候、森林伐採や気候変動等、感染症のアウトブレイクが生じやすい要因を抱えており、エボラウイルス病は 1976 年以降 17 回発生しているほか、近年はコレラ、麻疹、エムポックス等も慢性的に流行している。2023 年の国際保健規則(IHR)に係る合同外部評価(JEE)でも、公衆衛生危機対応人材、薬剤耐性、緊急時対応等の複数項目で最低評価の「対応能力なし(1)」が付されるなど、感染症の早期探知、診断、対応体制とこれを担う組織・人材の能力強化が喫緊の課題である。

国家戦略開発計画(PNSD 2024-2028)では 5 つの柱の一つに人的資本開発を掲げている。また、「国家保健・社会保障開発計画(PNDS-PS 2024-2033)」では、保健サービスの改善、資金・投資の拡大、保健システムの強靱化、社会的保護、保健産業及びガバナンスの強化等を戦略的方向性とし、特にプライマリ・ヘルスケアと地域保健、健康危機への備えを重視している。

我が国は、無償資金協力により国立生物医学研究所(INRB)の BSL2・BSL3 検査室を含む機能拡張を行い(2019 年 12 月完工)、2020～2024 年には技術協力「感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト」を実施した。同プロジェクトを通じ、キンシャサ特別州及び中央コンゴ州における感染症の探知・報告・流行分析・情報還元、INRB の検査診断・研究能力を強化し、報告の迅速性・網羅性等の向上に寄与した。一方、基礎インフラ、サプライチェーン、政府予算の制約から、パイロット地域外への展開に課題が残った。このため、限られたリソース下では、確定診断のみを前提とせず、コミュニティによる感染症探知と、疑い例に対応する州・保健ゾーンのサーベイランス担当者及び医療従事者の能力強化が重要である。

本プロジェクトでは、対象州内のパイロット保健ゾーンでコミュニティベースサーベイランスのモデルを構築し、州内展開を通じて面的展開に必要な教訓・好事例を抽出する。併せて、国から州へのサーベイランスのモニタリング・評価ツールを策定し、研修やスーパービジョンを通じ、前フェーズで十分に扱っていなかった「対応」、「評価」を含む能力を強化し、他州への展開に向けた成果・教訓を整理する。これにより、気候変動に伴う水系・昆虫媒介性感染症への早期対応と保健システムのレジリエンス向上にも寄与し、同国の「自国が決定する貢献(NDC)」とも整合する。

本事業は、我が国の「対コンゴ民主共和国国別開発協力方針」(2024 年 9 月)が重点分野の一つに掲げる「人間の安全保障の実現(紛争・貧困・感染症との闘い)」及び感染症危機に対応する保健システムの課題解決の方針に合致する。また、JICA 国別分析ペーパー(2026 年 3 月)が掲げる人間の安全保障を柱とする協力方針にも整合する。JICA グローバル・アジェンダ「保健医療」(2025 年 4

月改訂)が目指す、公衆衛生危機への予防・備え・対応を含む保健システム強化を通じた強靱・公平・持続可能な UHC の達成、さらに「感染症対策・検査拠点強化クラスター」が掲げる「探知」「報告」「分析・解釈」「対応・評価」の強化にも合致する。

さらに、本事業は感染症の発生・拡大を抑制することにより、SDGs ゴール 3、特にターゲット 3.3「感染症への対処」及び 3.d「健康危機管理能力の強化」に貢献するとともに、水系・昆虫媒介性感染症への対応を通じてゴール 13「気候変動に具体的な対策を」にも貢献する。感染症分野では WHO、世界銀行、グローバルファンド、UNICEF、USCDC、USAID、NIH、AFD、Enabel、メリュー財団、赤十字等が支援しており、ドナー会合等を通じて調整している。特に支援地域・領域が重なる WHO、世界銀行、UNICEF、赤十字とは連携に向けた意見交換を実施済みである。なお、本事業の詳細は別紙1「案件概要表」のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、技術協力プロジェクトの「業務調整」担当専門家として、他の専門家と協働して活動を計画・実施することを通じ、プロジェクト全体の成果(別紙1参照)の発現を目指す。本専門家に期待する具体的な成果は以下のとおり。

- 進捗状況に対応した各種報告書が遅延なく提出される。
- プロジェクト関係者間の意思疎通が円滑に図られ、プロジェクトの投入(日本の投入のみならず、先方の投入も)が計画的に執行され、プロジェクトの成果が計画通りに実施される。
- 日本側の事務、会計、庶務、広報が規定どおりにかつ効果的に行われる。
- プロジェクトの技術移転が円滑かつ効果的に実施される。

4. 業務の内容

- (1) チーフアドバイザーの行う運営管理業務を補佐し、また相手国機関との協議を踏まえ、対象州レベルの協力計画(実施計画、年間計画)のとりまとめを行う¹。
- (2) 年間計画(専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画)の進捗状況の管理を行う。

¹ プロジェクト活動の円滑な実施に向けて、関係者間での連携・調整を図るために考えられる工夫、業務調整としての取り組み姿勢、課題解決法について、これまでの業務・活動経験を踏まえ、プロポーザルで提案してください。

- (3)対象州における専門家の受入・活動の側面支援を行う²。
- (4)合同調整委員会への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画(インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境)の把握を行う³。
- (5)提出する報告書の作成について、チーフアドバイザーを補佐する。
- (6)各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に広報する。
- (7)プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、チーフアドバイザーと連携し、その解決にあたる⁴。
- (8)日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- (9)中央コンゴ州等で活動する他の関連パートナーとの連携強化、援助協調を促進する。
- (10)本プロジェクトで得られた各成果のグッドプラクティスや教訓を裏付けるためのオペレーショナルリサーチ等の実施を支援し、エビデンスを創出する。
- (11)本プロジェクトに関連する我が国の貢献について、コンゴ民主共和国内、日本国内及び関係援助機関への認知を高めるため、コンゴ民主共和国もしくは JICA 等が行う広報活動や国際会議における発表、学会発表、論文発表への支援協力を行う。
- (12)日本人専門家が行う研修やワークショップ等の活動において、その実施を側面から協力・支援する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	C/P、専門家等との円滑な協働体制を構築するための具体的な取組み方針	4.(1)、(3)、(7)
2	プロジェクト実施上の課題・リスクを早期に把握し、対応するための方策	4.(4)

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	開発分野の国内外における業務調整、保健医療分野の国
-----------	---------------------------

² 脚注1参照

³ 相手国機関の実施計画及びプロジェクトを取り巻く環境の変化を適時に把握し、プロジェクト運営に反映するための具体的な取組方針を、これまでの業務・活動経験を踏まえ、プロポーザルで提案してください。

⁴ 脚注1参照。

	内外における業務経験
語学の種類	仏語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
ワーク・プラン ⁵	渡航開始より 1か月以内	人間開発部（CC:コンゴ民 事務所）	英語	電子データ	-
			日本語	電子データ	-
		C/P 機関	英語	電子データ	-
3 か月報告書	渡航開始より 3 か月ごと ⁶	国際協力調達部（CC:人間 開発部）	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書	渡航開始より 6 か月ごと	国際協力調達部 （CC:人間開発部、コンゴ民 事務所）	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限 末日	人間開発部（CC:国際協力 調達部、コンゴ民事務所）	日本語	電子データ	-

6. 業務上の特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

- ② 現地渡航は 2027 年 2 月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

③ 現地での業務体制

本プロジェクトに係る長期現地業務従事者は、本専門家及びチーフアドバイ

⁵ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含める。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

⁶ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2 か月目終了後に速やかに提出する。

ザー(直営専門家)の2名を予定しています。

本専門家は、チーフアドバイザーの着任に数か月程度先行して現地渡航する予定です。

なお、前任の専門家チーム(チーフアドバイザー、サーベイランス、業務調整/地域保健の3名)は、2027年6月まで現地にて業務を行う予定です。前任の専門家チームと業務期間が重複する期間については、同チームと連携して業務を行うとともに、必要な業務の引継ぎを受けてください。

また、プロジェクト期間中には、複数の短期専門家の派遣も予定しています。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループグローバルヘルス保健第一チームから配付しますので、hmge1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請書
- ・討議議事録(Record of Discussions:R/D)
- ・コンゴ民主共和国「感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト」事業完了報告書
- ・コンゴ民主共和国「感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト」専門家業務完了報告書
- ・コンゴ民主共和国「感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクトフェーズ2」詳細計画策定調査報告書

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ODA見える化サイト「感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト」(先行案件:2020年1月～2024年12月)

[感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト | ODA見える化サイト](#)

- ・ODA見える化サイト「感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクトフェーズ2」(2025年6月～2029年6月、事業事前評価表、プロジェクトニュース他)

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年10月28日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年11月9日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年11月12日16時～17時半
4	評価結果の通知	2026年11月17日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等:特になし
- (2) 家族帯同:可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数: 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER
を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

※ JICA の「コンサルタント等契約」(業務実施／単独型／現地滞在型)に初めて応募される場合には JICA 団体情報登録が必要です。個人の方も同様の登録が必要です。応募書類×切日の 7 営業日前までに、必ず団体情報の登録申請をお願いします。

詳細は下記をご確認ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法:Microsoft-Teams による(発言時カメラオンでの)実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者(個人の場合は業務従事者と同義)が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。)指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等:

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12.見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約(現地滞在型)における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1)報酬等単価

① 報酬:

家族帯同の有無		本人のみ(家族帯同無)	家族帯同有
月額(円/月)	法人	1,277,000	1,469,000
	個人	1,032,000	1,223,000

② 教育費:

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額(円/月)	日本人学校	43,000	—	—
	インターナショナルスクール／現地校		371,500	403,500

③ 住居費:4,000ドル／月

※現地の商習慣等の事情により受注者が住居を契約することが困難な場合
現地の商習慣等の事情により受注者が住居を契約することが困難であることが判明した場合、現地での住居については、JICA 在外事務所が特例住居として契約し、業務従事者に入居いただきます。入居した住居の実際の住居費を踏まえ、支払い時は上記住居費単価との差額を調整します。

④ 航空賃(往復):1,719,482円／人

(2)便宜供与内容

ア) 空港送迎:到着時のみ、便宜供与あり

イ) 住居の安全:安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり

- ウ) 車両借上げ:なし(プロジェクト車両調達予定)
- エ) 通 訳 備 上:なし
- オ) 執務スペースの提供:あり(ネット環境完備予定)
- カ) 公用旅券:日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3)安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コンゴ民事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4)臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA コンゴ民事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。関連するオリエンテーション(オンデマンド)の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

以上

案件概要表

1. 案件名(国名)

国 名: コンゴ民主共和国(コンゴ民)

案件名:

(和名)感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト フェーズ2

(英名) Project for Reinforcement of Infectious Diseases Epidemiological Surveillance System Phase II

(仏名) Projet de Renforcement du Système de Surveillance Epidémiologique des Maladies Transmissibles Phase II

2. 事業の背景と必要性

当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

コンゴ民主共和国(以下、「コンゴ民」)は、大陸第 2 位の広大な国土(234.5 万 km²、日本の約 6 倍)を有し、周辺 9 か国と国境を接し、人口は約 9,901 万人(2022 年、世銀)を擁する大国である。広大な国土や熱帯雨林気候、急速な森林伐採等による気候変動の影響等、感染症のアウトブレイクが起こりやすい要素を複合的に有する。実際にエボラウイルス病のアウトブレイクは 1976 年以降過去 15 回⁷を数え、近年はコレラ、麻疹、エムポックス等が慢性的に流行しており、コンゴ民で発生した感染症が他国へ流入する等の影響を及ぼしている。感染症サーベイランス能力としては、2023 年にコンゴ民で実施された国際保健規則(IHR)⁸の義務事項の履行能力(コアキャパシティ)評価に関する合同外部評価(JEE)⁹において、公衆衛生危機対応人材、薬剤耐性、緊急時対応活動、リスクコミュニケーション体制等、感染症対応を中心に 5 段階評価の最低評価である「対応能力なし(1)」、国内の法令、政策及び資金、国内の報告ネットワークと手順、IHR コアキャパシティ要件を実施する人的資源で「対応能力は限定的(2)」という厳しい評価を受けており、感染症の拡大防止と、感染症による経済・社会的インパクトを最小限に留めるためにも、感染症の早期検知、診断、対応を実行する体制の整備とそれを担う組織・人材の能力強化が喫緊の課題とされている。

コンゴ民の現行の国家計画(2019-22 年)では、5 本柱の 1 つとして人的資本強

⁷ The Democratic Republic of Congo declares the end of 15th Ebola outbreak. WHO AFRO

⁸ 国境を超えて影響を与える公衆衛生危機の影響を最小限にすることを目的として2005年にWHO・世界保健総会で合意された国際規則。

⁹ 19分野56項目について5段階評価を基に改善に向けて優先的に取り組む課題を明確にする取り組みであり、早期達成が期待されている。5段階評価は高評価から「対応能力は持続可能(5)」、「対応能力は実証されている(4)」、「対応能力は備わっている(3)」、「対応能力は限定的(2)」、「対応能力なし(1)」。

化、すなわち保健システム強化やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成が
目指されており、優先分野の一つとして感染症対策や疫学サーベイランス、健康安全
保障が挙げられている。保健セクターの中期計画「国家保健開発計画(PNDS、
2019-22年版が最新)」ではUHC達成に向け、母子保健、感染症・非感染性疾患の
抑制、公衆衛生上の緊急事態対応が優先パッケージとして掲げられており、地方分権
下での保健セクターのガバナンス強化や成果重視が謳われている。現在、策定中の
「国家保健・福祉開発計画(PNDS-PS 2024 - 2033)」においても、引き続き
UHC達成を目指し、国民の罹患率・死亡率の減少、健康安全保障などを目標とし、健
康危機に対する保健システムの強靱性強化や、地域保健に焦点を当てたプライマリヘ
ルスケアアプローチによる質の高い保健サービスの改善などが、基本方針として掲げ
られている。

このような感染症分野の複合的な課題や同国における政策的優先度を踏まえ、我
が国はコンゴ民に対し無償資金協力を通じてナショナルリファレンスラボである国立
生物医学研究所(INRB)のバイオセーフティーレベル(BSL) 2 及び BSL 3 検査室
を含む機能拡張を行った(2019年12月完工)。その後2020年~2024年にか
けて技術協力プロジェクト「感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト」を
実施した。同プロジェクトでは、キンシャサ特別州および中央コンゴ州において、感染
症の探知、報告、流行分析及び分析結果の還元体制の強化、並びに INRB の微生物
学的検査診断・研究能力強化を行うことにより、感染症サーベイランス体制の強化を
図った。その結果、報告の迅速性・網羅性の向上や INRB の体制強化等に寄与したが、
同時にコンゴ民では電力・水道といった基礎インフラが未整備あるいは不安定である
こと、脆弱なサプライチェーンにより検査室運営のための機材・消耗品等の入手に時
間がかかること、先方政府の予算配布が限定的であり保健省の活動はドナー活動に
依存していることから、特にパイロット地域外への展開等に深刻な課題があることを
確認した。あらゆるリソースが限定的である中で、人の命・生活を脅かす感染症の拡
大を最小限に制御するには、必ずしも検査による確定診断を所与とせず、コミュニ
ティが担う感染症の探知機能を強化し、探知された疑い例に対する州・保健ゾーンのサ
ーベイランス担当や医療従事者の対応能力の強化を図ることが重要と考えられる。

かかる状況を踏まえ、本プロジェクトではまず、対象州内パイロット保健ゾーンにお
いて、同国の限られたリソース下で、現実的かつ有用なコミュニティベースサーベイ
ランスのモデル構築を行う。次に同モデルの対象州内での展開を通じて、州が州内で面
的展開を行う際の教訓や好事例を抽出する。あわせて、国から州に対するサーベイ
ランスモニタリング・評価ツールを策定し、その後研修やスーパービジョンを通じて、前
フェーズで実施していなかった感染症への「対応」や「評価」を含む必要なサーベイ
ランス能力強化を行うことで、国や州の能力強化を実施しながら、他州への展開向け
事業の成果・教訓の抽出を実施していく。さらに本プロジェクトの実施は、気候変動に

伴う水系感染症や昆虫媒介性感染症の拡大リスクへの対応として、コミュニティにおけるサーベイランス能力を強化することにより感染拡大への早期対応を可能にし、同国の保健分野におけるレジリエンスの強化が期待できることから、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と整合するものである。

(2)保健セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

外務省の「対コンゴ民主共和国国別開発協力量針」(2017 年 9 月改訂)では、重点分野「保健システムの強化」を定め、感染症対策を含む保健人材の能力強化及び保健システム強化に資する協力を行うこととしている。また日本政府は「グローバルヘルス戦略」(2022 年 5 月)において、COVID-19 の経験を踏まえ平時から予防・備え・対応(Prevention, Preparedness and Response: PPR)の強化に取り組むと表明している。

JICA は、対コンゴ民主共和国 JICA 国別分析ペーパー(2019 年 6 月)において社会サービス提供の改善を重点協力分野としている。また JICA 課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ)「保健医療」では感染症等への対応の強靱化を通じた人々の生活の基盤となる健康を守る体制作りを謳っておりこれにも合致する他、「感染症対策・検査拠点強化クラスター」ではコンゴ民を重点対象国の一つと設定しており、本事業の活動は同戦略内の「州～コミュニティレベルでの探知・報告能力の向上」アプローチに合致するものである。

さらに、国際的な脅威となり得る感染症の発生や拡大を抑制し、もって当国国民の健康安全を守ることは、SDGs ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」、具体的にはターゲット 3.3「熱帯病や肝炎などの感染症への対処」、3.d「健康危機管理能力の強化」の達成に貢献するものである。また、気候変動が原因と考えられる気候の変化等による水系感染症や昆虫媒介性感染症への対応も期待できることから SDGs ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」にも貢献する。

(3)他の開発協力機関の対応

コンゴ民における感染症関連に関わる他の援助機関として WHO、世界銀行(World Bank)、グローバルファンド、UNICEF、米国疾病予防管理センター(USCDC)、米国国際開発庁(USAID)、米国国立保健研究所(NIH)、フランス開発庁(AFD)、ベルギー開発庁(Enabel)、仏メリュー財団、赤十字等が挙げられる。定期的なドナー会合や、感染症アウトブレイク時の臨時会合を通じて援助協調を行っており、随時活動の調整がなされているが、特に WHO、世界銀行、UNICEF、赤十字とは対象地域や支援領域が重なることから連携に向けて意見交換を実施済である。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、対象州において、コミュニティベースサーベイランスの方策の特定・試行・検証や州における対応・評価に関する能力強化を実施することにより、対応と評価を含むコミュニティベースサーベイランスのモデル構築を図り、もって同モデルの他州への適用に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

キンシャサ特別州(人口:1,391 万人、面積:9,965km²)および中央コンゴ州(人口:637 万人、面積 53,920 km²)

※案件後半では、赤道州に対象地を拡大する可能性がある。

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:プロジェクト実施機関の行政官、医療施設・検査施設職員等(およそ 971 人)

最終受益者:対象地域の住民 2,028 万人

(4) 総事業費(日本側)

約 4.7 億円

(5) 事業実施期間

2025 年 4 月～2029 年6月を予定(計 48 カ月)

(6) 事業実施体制

- プロジェクト・ディレクター:保健省次官
- プロジェクト・マネジャー:保健省疾病サーベイランス局長
- カウンターパート部局:コンゴ民主共和国保健省疾病対策関連局(疾病サーベイランス局:Direction Surveillance Epidémiologique (DSE))、中央コンゴ州保健局(Division Provinciale de la Santé : DPS)

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

- ① 専門家派遣:チーフアドバイザー、サーベイランス、業務調整／地域保健、その他双方が合意した領域の専門家(合計:約 150 人月)

※長期専門家は全員首都キンシャサ駐在の想定とする。対象州である中央コンゴ州には出張ベースで渡航し、活動を展開する。

- ② 研修員受け入れ:感染症サーベイランス、その他双方が合意した領域の研修
- ③ 機材供与:サーベイランス用機材(PC・ディスプレイ)、その他双方が合意するプロジェクト実施に必要な資機材
- ④ その他:プロジェクト実施に必要なオペレーションコスト(ローカルスタッフ人件費、研修・会議開催費用等)

2) コンゴ民側

- ① カウンターパートの配置: プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・マネジャー他
- ② 保健省における日本人専門家のための執務スペースの提供
- ③ プロジェクト実施に必要な経費

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

コンゴ民主共和国に対しては、無償資金協力「国立生物医学研究所拡張計画」、技術協力プロジェクト「感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト」や SATREPS「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究」を通じて、ナショナルレベルの公衆衛生拠点のハード面・ソフト面整備、感染症対策面の保健システム強化を実施してきており、本事業はこれら事業の成果を踏まえ、更にサーベイランス能力強化を図るものと位置づけられる。

加えて、長期研修「健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム(PREPARE)」の対象国として、本邦において中核人材育成を継続しており、帰国研修員は本事業で指導的立場となり疫学分析、検査室運営、検査手技等の技術移転の一翼を担うことが期待できる。また、INRBを対象に個別案件(専門家)「国立生物医学研究所広域研修センター能力強化」(実施期間:2023年~2026年)を実施し、感染症検査手技に関する国内外向け研修が行われている。本事業のカウンターパートが同研修に参加することで検査手技等について更に能力強化を行うことが可能。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

サーベイランス分野に関しては、WHO が早期警戒警報および対策(EWARS)システムの導入を図っており、グローバルファンドが普及に向けて保健センターに対しタブレットの供与やインターネット料金の支払い等の協力を行っており、本事業は同システムを活用予定。世界銀行は、検査室の能力強化、アウトブレイク発生時の緊急対応、人材育成を目的とした「Regional Disease Surveillance System Enhancement (REDISSE)」第4フェーズを実施しており、特に感染症対応時の資金・物資提供を通じた連携が期待できる。また米国が支援する国立公衆衛生院(INSP)や実地疫学部門は本事業で強化する感染症の対応面で連携が想定される。加えて赤十字は、中央コンゴ州等においてコミュニティヘルスワーカーの能力強化を進めており、本事業との関連性が特に高い。例えば事業成果の面的展開の際に赤十字を巻き込むことで効率的な展開が想定されることから、事業実施中に具体的な連携に向けて協議を行う。

コンゴ民の感染症対策分野は解決を要する課題が多くある中で、開発パートナー機関が適切に情報共有や役割分担を行い、共に協力を推進していく必要がある。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類:C

② カテゴリ分類の根拠:

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022 年 1 月版)」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項:本事業は気候変動に起因する異常気象などにより生じる可能性がある昆虫媒介性感染症や水系感染症の早期封じ込めにより、気候変動のリスク削減に寄与するため、気候変動適応策に資する可能性があると考えられる。また、コンゴ民でパリ協定に基づき策定された「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contributions)と整合している。

3) ジェンダー分類:■GI(S)ジェンダー活動統合案件

<活動内容／分類理由>

男女別の疾病データの集積・分析が十分なされていないという課題に対して、本事業にてジェンダー視点を考慮したコミュニティサーベイランスツールを開発し、指標とするため。事業にてジェンダー視点での疫学分析を実施することや、研修参加者にジェンダーによる偏りがないよう配慮することについても、実施機関と合意している。

(10)その他特記事項:

安全対策:外務省危険レベル2地域、場合によっては安全管理部長承認地域を含む事業実施であるため、JICA 安全対策措置の遵守、治安にかかる情報収集、必要な安全対策を行う。また、渡航禁止地域では活動を実施しない。

4. 事業の枠組み

(1)上位目標:コミュニティベースサーベイランスのモデルが他州において適用される。

指標及び目標値:コンゴ民感染症技術委員会において、コミュニティサーベイランスのモデルが正式に承認される。

(2)プロジェクト目標:「対応」と「評価」を含む、コミュニティベースサーベイランスのモデルが構築される。

① パイロット保健ゾーンにおいて、感染症／イベントのアラート件数が X%増加する。

② コンゴ民主共和国の規定(SIMR3)において即時報告(探知から 24 時間以内)対象である 9 つの疾患の疑い例について、保健ゾーン行政官によって検証されたアラートの割合が X%増加する。

(3)成果

成果1:パイロット保健ゾーンにおいてジェンダーの観点を考慮したコミュニティベースサーベイランスのモデルを構築する。

成果2:州が感染症アウトブレイクを分析し、対応する能力を強化する。

成果3:国レベルの感染症疫学サーベイランス能力が強化される。

(4)主な活動

活動 1-1 中央コンゴ州のコミュニティベースサーベイランスの現状をジェンダーや年齢の観点を含め分析する。

活動 1-2 1-1 の結果に基づき、コミュニティベースサーベイランス能力強化のための計画を立てる。

活動 1-3 1-2 に基づき、コミュニティベースサーベイランスに必要なツールをジェンダーの観点を考慮して改訂する。

活動 1-4 モデル構築のため、パイロット活動を実施する保健ゾーンを選定する。

活動 1-5 1-2 で策定した計画に基づき、パイロット保健ゾーンでパイロット活動を実施する。

活動 1-6 パイロット活動を評価し、コミュニティベースサーベイランスのモデルを構築する。

活動 1-7 1-6 の結果に基づき、対象州の他の保健ゾーンでモデルを普及するための研修を実施する。

活動 1-8 コミュニティベースサーベイランスモデルの州内普及について、プロジェクトの支援を受け、州保健局の責任下で普及される。

活動 2-1 州レベルの疫学サーベイランス能力を強化する。

活動 2-2 優先的な感染症に対する準備と対応計画を策定する。

活動 2-3 2-2 の準備・対応計画に基づいてシミュレーションを実施する。

活動 2-4 2-3 のシミュレーション結果に基づき、アクションプランを策定し、州保健局の関連体制の対応能力を強化する。

活動 2-5 保健省疾病サーベイランス局が活動 3-2 にて実施する州のモニタリング・評価(M&E)に必要な情報を提供する。

活動 2-6 2-5/3-2 の結果に基づき、州におけるアクションプランを策定する。

活動 2-7 2-5/3-2 の結果に基づき、州保健局が優先保健ゾーンに対し M&E を実施する。

活動 2-8 他州への普及を念頭に、州のサーベイランス能力強化の成果(好事例)と教訓をまとめる。

活動 3-1 州のサーベイランス能力にかかる M&E ツールを策定する。

活動 3-2 3-1 で策定したツールを用いて、対象州に対して M&E を実施する。
活動 3-3 評価結果に基づき、対象州とともに行動計画を策定する(活動 2-6 と同じ)。
活動 3-4 2-5/3-2 の結果に基づき、3-1 で策定したツールを修正する。
活動 3-5 M&E を強化するため、国家レベルに対する研修計画とツールを開発する。
活動 3-6 疫学サーベイランス能力を強化するため、国家レベルに対する研修計画とツールを開発する。
活動 3-7 3-5 と 3-6 の計画に基づき、優先順位をつけた研修を実施する。
活動 3-8 プロジェクト結果をまとめ、成果を他州へ共有するための行動計画を策定する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ 対象州で研修を受けたカウンターパートの大多数が成果達成に影響を与える程度にまで離職しない。

(2) 外部条件

- ・ 大規模災害や新興・再興感染症のパンデミック等が起こらない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

エチオピア国「アムハラ州感染症対策強化プロジェクト」の終了時評価(評価年度: 2012 年)では、サーベイランス対象疾患報告の完全性や迅速性の向上に大きな成果を上げた要因として、モニタリングのために現場レベルで開発した簡単で使い勝手の良いツールを採用したことが有効性への促進要因となったとされる。過去のコンゴ民主共和国の保健セクターの類似案件においても、マニュアルの分量の多さや現場レベルの従事者にとっての難易度等の理由により、十分使いこなすことができなかった事例が確認されているため、本事業においては特にコミュニティを巻き込む際のツールの簡便性に留意する。

また、コンゴ民中央コンゴ州において保健人材開発支援を実施した「保健人材開発支援プロジェクト(フェーズ 1、フェーズ 2)」の事後評価(評価年度: 2022 年)では、首都からのアクセスが容易な中央コンゴ州を事業対象州として選定したことが実用的であったと評価されている。他方で、作成した文書、ツール、データベースについて中央コンゴ州での意思決定に役立つ情報が得られたとしても、中央の政策決定に反映されている状況でないことを踏まえ、経験の共有と政策決定者レベルへのアドボカ

シー活動の重要性について提言されている。これらを踏まえ、本事業では対象州を適切に選定し、また対象州における着実な活動の実施及び、同成果の中央への適切な打ち込みに留意すべく、プロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、地域保健及びサーベイランス強化を通じて地域の健康増進に資するものであり、SDGs ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査

事業終了 3 年後 事後評価

以上